



島根県報

平成19年10月2日(火)

第1,919号

(毎週火・金曜日発行)

http://www.pref.shimane.lg.jp/

目次

告示

生活保護法の規定による介護機関の指定	(地域福祉課)	1
障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の所在地の変更	(障害者福祉課)	2
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	2
土地改良区の定款変更の認可	(〃)	3
保安林予定森林	(森林整備課)	4
道路の区域の変更	(道路維持課)	4
道路の供用開始	(〃)	5
公 告		
島根県立総合福祉センターの指定管理者の募集	(健康福祉総務課)	5
正 誤		
平成19年9月14日付け島根県報第1,914号中	(森林整備課)	9

告示

島根県告示第798号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成19年10月2日

島根県知事 溝口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
社会福祉法人石見さくら会	邑智郡邑南町矢上347番地	居宅介護支援事業	石見さくら会居宅介護支援事業所	邑智郡邑南町矢上347番地	平成19年9月1日
社会福祉法人石見さくら会	邑智郡邑南町矢上347番地	訪問介護	石見さくら会訪問介護事業所	邑智郡邑南町矢上347番地	平成19年9月1日
社会福祉法人石見さくら会	邑智郡邑南町矢上347番地	介護予防訪問介護	石見さくら会訪問介護事業所	邑智郡邑南町矢上347番地	平成19年9月1日
社会福祉法人石見さくら会	邑智郡邑南町矢上347番地	訪問看護	石見さくら会訪問看護事業所	邑智郡邑南町矢上347番地	平成19年9月1日
社会福祉法人石見さくら会	邑智郡邑南町矢上347番地	介護予防訪問看護	石見さくら会訪問看護事業所	邑智郡邑南町矢上347番地	平成19年9月1日

社会福祉法人石見さくら会	邑智郡邑南町矢上347番地	通所介護	老人デイサービスセンター希望の郷	邑智郡邑南町矢上3899-1	平成19年9月1日
社会福祉法人石見さくら会	邑智郡邑南町矢上347番地	介護予防通所介護	老人デイサービスセンター希望の郷	邑智郡邑南町矢上3899-1	平成19年9月1日
社会福祉法人石見さくら会	邑智郡邑南町矢上347番地	特定施設入居者生活介護	社会福祉法人石見さくら会養護老人ホーム香梅苑	邑智郡邑南町矢上347番地	平成19年9月1日
社会福祉法人石見さくら会	邑智郡邑南町矢上347番地	介護予防特定施設入居者生活介護	社会福祉法人石見さくら会養護老人ホーム香梅苑	邑智郡邑南町矢上347番地	平成19年9月1日
有限会社 ウエルガーデン たんぽぽ	出雲市塩冶町1978-2	通所介護	ウェルガーデン たんぽぽ	出雲市塩冶町1978-2	平成19年9月19日
有限会社 ウエルガーデン たんぽぽ	出雲市塩冶町1978-2	訪問看護	訪問看護ステーション ウエルガーデン たんぽぽ	出雲市塩冶町1978-2	平成19年9月19日

島根県告示第799号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

平成19年10月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指 定 自 立 支 援 医 療 機 関			自立支援医療の種類	変 更 年 月 日		
名 称	所 在 地					
	変 更 前	変 更 後				
有限会社ピア中央薬局	隱岐郡隱岐の島町西町八尾の一、3-2	隱岐郡隱岐の島町西町八尾の一、1番地1	精神通院医療	平成19年9月10日		

島根県告示第800号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成19年10月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

静間川沿岸土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

荊尾 孝義 大田市静間町静間857番地1
 岩谷 英雄 大田市静間町静間1325番地5
 竹下 寛 大田市静間町静間448番地3
 石田 和義 大田市静間町静間1933番地3
 清水 豊 大田市久利町松代61番地2
 釜田 正年 大田市久利町行恒153番地
 大畠 伸治 大田市川合町吉永634番地

上野 武 大田市川合町川合15番地1
坂根 昭一 大田市長久町稻用604番地
川上 秀章 大田市長久町稻用619番地
石田 時雄 大田市長久町稻用507番地
坂根 謙二 大田市長久町稻用476番地1
岩崎 耕次 大田市長久町稻用19番地
亀岡 正則 大田市長久町稻用257番地1

監事

橋目 義信 大田市川合町川合1528番地
柿田 貞廣 大田市静間町静間918番地
松本 哲一 大田市長久町稻用479番地
森山 修 大田市長久町稻用234番地1

2 就任年月日

平成19年7月9日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

荊尾 孝義 大田市静間町静間857番地1
高橋 重樹 大田市静間町静間328番地12
石田 和義 大田市静間町静間1933番地3
釜田 正年 大田市久利町行恒153番地
岩谷 英雄 大田市静間町静間1325番地5
清水 豊 大田市久利町松代61番地2
大畑 伸治 大田市川合町吉永634番地
後藤 武志 大田市川合町吉永980番地
坂根 昭一 大田市長久町稻用604番地
森野 辰巳 大田市長久町稻用484番地1
亀岡 正則 大田市長久町稻用257番地1
坂根 謙二 大田市長久町稻用476番地1
岩崎 耕次 大田市長久町稻用19番地
川上 秀章 大田市長久町稻用619番地

監事

柿田 貞廣 大田市静間町静間918番地
橋目 義信 大田市川合町川合1528番地
松本 哲一 大田市長久町稻用479番地
森山 修 大田市長久町稻用234番地1

島根県告示第801号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、雲南市掛合町土地改良区の定款変更を平成19年9月21日付けで認可した。

平成19年10月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第802号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年10月2日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

大田市三瓶町池田字阿弥陀経2787、字槇原阿弥陀経2788

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第803号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年10月2日

島根県知事 溝口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
一般国道	375号	邑智郡美郷町湯抱245番1地先から同389番4地先まで	A 前 C	メートル 5.00～ 32.00	メートル 3,191.00	県央県土整備事務所	左記のA、B及びCは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 A区間の一部拡幅 トリプルウェイ
		邑智郡美郷町湯抱245番1地先から同256番3地先まで		8.00～ 80.00	2,175.00		
		邑智郡美郷町湯抱245番1地先から同389番4地先まで		10.00～ 41.00	115.00		
		邑智郡美郷町湯抱245番1地先から同256番3地先まで	A 後 B C	5.00～ 32.00	3,191.00		
		邑智郡美郷町湯抱245番1地先から同389番4地先まで		8.00～ 80.00	2,175.00		
		邑智郡美郷町湯抱245番1地先から同256番3地先まで		10.00～ 41.00	115.00		
		邑智郡美郷町湯抱245番1地先から同389番4地先まで					

県道	松江市鹿島 美保関線	松江市島根町野波2986番2地先から同2991番3地先まで	前	34.00～ 54.00	70.00	松江県土整備事務所	災害復旧工事 拡幅
			後	40.00～ 88.00	70.00		

島根県告示第804号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年10月2日

島根県知事 溝口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	松江市鹿島 美保関線	松江市島根町野波2986番2地先から同2991番3地先まで	70.00	平成19年 10月2日	松江県土整備事務所	

公 告

島根県立総合福祉センター条例（平成7年島根県条例第13号）第7条の規定に基づき指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

平成19年10月2日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 募集の目的

島根県立総合福祉センターは、高齢者、母子家庭の母及び児童、寡婦、障害者その他の県民に対して福祉に関する相談、援助、情報の提供及び研修を行うことで、県民が心豊かに健やかに暮らせる福祉社会の実現を図るため設置された施設である。

本施設の管理には、多様化する住民ニーズにより効果的、かつ、効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることを目的に創設された「指定管理者制度」を採用したところであり、施設の管理を行う指定管理者を募集することとした。

2 指定管理者が管理する施設の概要

施設名	島根県立東部総合福祉センター (施設全体の通称 いきいきプラザ島根)	島根県立西部総合福祉センター (施設全体の通称 いわみーる)
所在地	島根県松江市東津田町1741-3	島根県浜田市野原町1826-1
敷地	約12,405.28m ²	約12,374.96m ²
施設	鉄筋コンクリート造 5階建ほか	鉄筋コンクリート造 4階建ほか

3 指定管理者が行う業務

- (1) 島根県立総合福祉センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）の使用許可に関する業務
- (2) 施設等の使用料の徴収に関する業務
- (3) 施設等の維持管理に関する業務

(4)その他付隨する業務

4 指定期間

平成20年4月1日から2年間を予定している。ただし、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

5 管理に要する経費

島根県立東部総合福祉センター 年間委託額87,412千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

収入目標額 5,650千円

島根県立西部総合福祉センター 年間委託額79,570千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

収入目標額 7,303千円

メリットシステムについて

収入目標額が±10%を上回る変動があった場合、その1/2（対象経費10万円以上）を翌年度（最終年においては当該年度）の委託料に反映させることとする。

6 指定管理者の応募資格

指定管理者に応募しようとするものは、次の(1)から(7)までのいずれにも該当すること。

- (1) 島根県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続きをしていない法人等であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の製造の請負、売買等の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない法人等であること。
- (6) 法人税、法人都道府県税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力團をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

7 申請の手続

(1) 申請書

島根県立総合福祉センター条例施行規則（平成7年島根県規則第39号。以下「規則」という。）に定める様式第1号

(2) 事業計画書

事業計画書の大きさはA4版とし、次の内容を記載すること。

ア 応募理由

イ 管理運営の方針

ウ 管理運営の体制（組織の体制、責任者の略歴、雇用計画等）

エ 指定管理期間各年度分及び期間を通じての管理運営に要する経費の総額及び内訳

(3) その他申請に必要な書類

ア 活動実績書（規則に定める様式第2号）

イ 過去3年間に活動している場合にあっては、過去3年間の決算書及び事業計画書

ウ 定款等、印鑑証明書、法人登記簿謄本及び納税証明書

(4) 提出部数

正本1部及び副本10部。ただし、(3)ウについては、正本1部

(5) 提出場所、提出期限及び提出方法

ア 提出先

15に記載する場所

イ 提出期限

平成19年11月28日(水)午後5時まで。郵送の場合は、書留とし、平成19年11月28日(水)午後5時必着とする。

ウ 提出方法

郵送又は持参

(6) 申請に当たっての留意事項

ア 提出された書類は、返却しない。

イ 必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。

8 仕様書の配付

(1) 配付期間

平成19年10月2日(火)から平成19年11月27日(火)までの毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(2) 配付場所

15に記載する場所

9 現地説明会

現地説明会を次のとおり開催する。

(1) 開催日時

いきいきプラザ島根(松江) 平成19年10月19日(金)午前10時から正午まで

いわみーる(浜田) 平成19年10月24日(水)午後13時30分から午後15時30分まで

(2) 集合場所及び集合時間

いきいきプラザ島根 平成19年10月19日(金)

当日午前9時50分までに玄関前に集合のこと。

いわみーる 平成19年10月24日(水)

当日午後13時20分までに玄関前に集合のこと。

(3) その他

現地説明会に出席を希望する応募者は、平成19年10月12日(金)までに15に記載する場所まで連絡すること。

10 指定管理者の候補の選定

(1) 審査基準

ア 事業計画書の内容が、住民の平等な使用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。

イ 事業計画書の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 当該団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基礎及び人員を有することであること。

(2) 審査の項目

ア 管理運営の方針

イ 管理運営に要する経費

ウ 管理運営体制

(3) 選定方法

ア 指定管理者の選定は、島根県健康福祉部所管の公の施設指定管理者候補選定委員会(以下「委員会」という。)において、別途定める選定基準に基づき行う。

イ 指定管理者の選定に当たっては、提出書類により応募資格及び提案内容等を書類審査の後、プレゼンテーションを行う。書類審査の結果は、平成19年11月30日(金)までに連絡する。

ウ プレゼンテーションは、平成19年12月上旬に実施の予定である。

エ 委員会は、非公開とする。

オ 申請者名は、選定後公表する。

カ 審査結果は、開示する。

11 指定管理者の指定及び協定等

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、島根県議会の議決が必要となる。10(3)で選定した法人等（以下「選定事業者」という。）を指定管理者の候補者として、平成20年2月定例島根県議会へ上程し議決されれば、指定管理者の指定となる。

(2) 協定等の締結

島根県と指定管理者は、業務の実施等に関する細目的事項について協議の上、島根県立総合福祉センターの管理に関する協定（又は契約）を締結する。協定等を締結する指定管理者は、応募申請者と同一の法人等に限る。

12 指定管理者の履行責任に関する事項

(1) 指定管理者は、施設等使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設等又は施設等使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。

(2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。

(3) 前記に規定するもののほか、指定管理者の責任履行に関する事項については、協定等で定める。

13 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間に改善することができなかった場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財政状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければならない。

(4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、島根県と指定管理者は、事業継続の可否について協議する。

(5) 前記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については協定等で定める。

14 留意事項

(1) 申請に係る経費は、すべて申請者の負担とする。

(2) 申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

(3) 島根県立総合福祉センターの管理のため、新たに法人等を設立する場合は、その法人等を申請者とすること。

(4) 新たに法人等を設立する場合は、島根県議会における指定管理者の指定の議決（平成20年2月予定）までに、法人登記簿謄本又は法務局登記官の受領証を提出すること。

(5) 選定事業者が、正当な理由なくして協定等の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定しないことがある。

(6) 指定管理者が、協定等の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定等を締結しないことがある。

ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実でないと認められるとき。

イ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(7) 島根県立総合福祉センター条例（平成7年島根県条例第13号）、規則その他関係法令を承知の上で申請すること。

(8) 両施設の管理は、一括して行うことも、いずれか一方とすることも可能であること。

15 書類の配付場所及び提出先(問合せ先)

- (1) 郵便番号 690-8501
- (2) 住所 島根県松江市殿町128番地
- (3) 担当部局 島根県健康福祉部 健康福祉総務課 総務情報グループ
- (4) 電話・ファクシミリ 電話0852-22-5249 ファクシミリ0852-27-6317

正誤

平成19年9月14日付け島根県報第1,914号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
6	下から16	飯南町役場	安来市役所

